

最低賃金改定のお知らせ

広島県最低賃金は
令和3年10月1日から

時間額 **899** 円です。

(令和3年9月30日までは、871円です)

最低賃金に算入しない賃金

- (1) 精進手当、通勤手当、家族手当
- (2) 時間外、休日及び深夜の割増賃金
- (3) 臨時に支払われる賃金及び1か月を超える期間ごとに支払われる賃金

広島県最低賃金は、県内の事業場で働くすべての労働者に適用されます。

- ・ 年齢、性別、雇用形態〔常・臨時・パート・アルバイト等〕、支払形態〔月給・日給・時給等〕の別を問いません。
- ・ 特定の産業で働く労働者については、広島県最低賃金よりも高い特定(産業別)最低賃金が適用される場合があります。
- ・ 派遣労働者については、派遣先の事業場に適用される地域別最低賃金又は特定(産業別)最低賃金が適用されます。
- ・ 最低賃金より低い賃金を労使合意の上で定めても、最低賃金法によって無効とされ、最低賃金額と同様の定めをしたものとみなされます。

賃金引上げに取り組む中小企業・小規模事業者の皆様へ（ご案内）

広島働き方改革推進支援センター【TEL0120-610-494】 hiroshima-hatarakikata@lec-jp.com

賃金規定の整備、賃金の引上げに向けた環境整備を支援します。

各種助成金があります。 [広島労働局](#) [検索](#)

- ・ 業務改善助成金【雇用環境・均等室 TEL082-221-9247】
- ・ キャリアアップ助成金 ・ 人材確保等支援助成金【職業対策課 TEL082-502-7832】

広島労働局 賃金室 TEL082-221-9244

広島中央労働基準監督署 TEL082-221-2460

呉労働基準監督署 TEL0823-22-0005

福山労働基準監督署 TEL084-923-0005

三原労働基準監督署 TEL0848-63-3939

尾道労働基準監督署 TEL0848-22-4158

三次労働基準監督署 TEL0824-62-2104

広島北労働基準監督署 TEL082-812-2115

廿日市労働基準監督署 TEL0829-32-1155

広島県の 最低賃金

時間額

899円

みんなチェック！最低賃金
〔令和3年10月1日 発効〕



- 広島県最低賃金は、広島県内で働くすべての労働者に適用されます。年齢・性別・雇用形態（臨時・パート・アルバイト等）を問いません。なお、下記の産業に該当する事業所で働く労働者にはそれぞれの「広島県特定（産業別）最低賃金」が適用されます。ただし、
- ① 年齢18歳未満又は65歳以上の者
 - ② 雇入れ後6月末満の者であって、技能習得中のもの
 - ③ 清掃又は片付けの業務に主として従事する者
 - ④ 下記の産業において「特定の軽易業務」に主として従事する者
- には、「広島県最低賃金」が適用されます。
- 出入国管理及び難民認定法に基づく「技能実習生」は、当該業務に一定の経験を有しているものであるため、②の「技能習得中のもの」に該当しません。
- 派遣就労中の労働者については、派遣先事業所に適用される最低賃金が適用されます。



広島県特定（産業別）最低賃金
（業種名は「日本標準産業分類」による）

時間額

発効
年月日

上記④の特定の軽易業務

広島県製鉄業、鋼材、鋳鉄铸件、可鍛铸铁製造業、
その他の鉄鋼業最低賃金

※高炉によらない製鉄業等を除く

995円

令和
3.12.31

広島県建設用・建築用金属製品、その他の金属
製品製造業最低賃金

※製缶板金業を含む

944円

令和
3.12.31

卓上において手工具又は小型電動工具を用いて行う巻線、はんだ付け、かえり取り、錆ばり取り又はかしめの業務

広島県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用
機械器具製造業最低賃金

※建設用ショベルトラック製造業を除く

958円

令和
3.12.31

卓上において手工具又は小型電動工具を用いて行う巻線、はんだ付け、かえり取り、錆ばり取り又はかしめの業務

広島県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器
具、情報通信機械器具製造業最低賃金

※民生用電気機械器具製造業等を除く

924円

令和
3.12.31

部品の組立て又は加工の業務のうち、手作業により又は手工具若しくは小型電動工具を用いて行う巻線、かえり取り、錆ばり取り、かしめ、組線、取付け又は小物部品の包装若しくは箱入れの業務

広島県自動車・同附属品製造業最低賃金

938円

令和
3.12.31

卓上において手工具又は小型電動工具を用いて行うばり取り又ははんだ付けの業務

広島県船舶製造・修理業、船用機関製造業
最低賃金

977円

令和
3.12.31

卓上において手工具又は小型電動工具を用いて行う巻線、はんだ付け、かえり取り、錆ばり取り又はかしめの業務

広島県各種商品小売業最低賃金

※衣、食、住にわたる商品を小売するもので、その性格上、
いずれが主たる販売商品であるかが判別できない事業所
（百貨店、総合スーパー等）

903円

令和
3.12.31

倉庫番、値札付けの業務

広島県自動車小売業最低賃金

※二輪自動車小売業（原動機付自転車を含む）を除く

930円

令和
3.12.31

※最低賃金に算入しない賃金

- (1) 精皆勤手当、通勤手当、家族手当
- (2) 時間外、休日及び深夜の割増賃金
- (3) 臨時に支払われる賃金及び1か月を超える期間ごとに支払われる賃金

最低賃金に関するお問い合わせは広島労働局、最寄りの労働基準監督署までお願いします。

広島労働局賃金室 TEL082-221-9244
広島中央労働基準監督署 TEL082-221-2460
呉労働基準監督署 TEL0823-22-0005
福山労働基準監督署 TEL084-923-0005
三原労働基準監督署 TEL0848-63-3939

尾道労働基準監督署 TEL0848-22-4158
三次労働基準監督署 TEL0824-62-2104
広島北労働基準監督署 TEL082-812-2115
廿日市労働基準監督署 TEL0829-32-1155

賃金引上げに取り組む、中小企業・小規模事業者の皆様へ（ご案内）

- (1) 広島働き方改革推進支援センター 賃金規定の整備、賃金の引上げに向けた環境整備の支援
TEL:0120-610-494] <https://public.lec-jp.com/hataraki-hiroshima/>
- (2) 各種助成金があります。
・業務改善助成金・キャリアアップ助成金・人材確保等助成金

ウェブで最低賃金がチェックできます。

最低賃金制度 🔍 検索



広島労働局 労働基準監督署